

日付	JIS番号：発効年 規格名称	件名	問合せ内容	回答
2024.07.08	JIS R 3206:2023	JIS R 3206：2023において、製品をそのまま供試体として用いる試験の取扱いについて	<p>JIS R 3206：2023では、箇条8.1において、強化ガラスの試験に用いる供試体について規定されている。そこでは、箇条8.2及び8.8～8.14※に規定する試験では製品を供試体とすることが規定されているが、サイズの小さい強化ガラスや円形など正方形及び長方形以外の強化ガラス（以下、異形強化ガラスという）では、製品を用いて測定ができない場合がある。</p> <p>この場合、受渡当事者間の協定により測定を省略してもよいか。または、製品と同様の方法により測定ができるサイズで作製した強化ガラスで測定を行うのか。</p> <p>なお、箇条9検査b)受渡検査では、受渡当事者間の協定によって一部の検査を省略してもよいとあるが、箇条9検査a)形式検査ではその規定がない。また、箇条6.2においては「ただし、形状が正方形及び長方形のいずれでもない場合の許容差は、受渡当事者間の協定による」と規定されているが、箇条6.3～6.5においては、このただし書きがなく、異形強化ガラスについても例外なく適用されると解釈される。</p> <p>※箇条8.2 外観試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8.8 平面強化ガラスの辺の長さの測定</li> <li>8.9 厚さの測定</li> <li>8.10 平面強化ガラス及び曲面強化ガラスの反りの測定</li> <li>8.11 エッジリフトの測定</li> <li>8.12 曲面強化ガラスの曲がり誤差、円弧の長さ及び直線辺の長さの測定</li> <li>8.13 曲面強化ガラスのだぶりの測定</li> <li>8.14 曲面強化ガラスのねじれの測定</li> </ul>	お尋ねの場合には、形式検査においては、製品と同様の方法により測定ができるサイズで作製した強化ガラスで測定を行う必要があります。受渡検査においては、形式検査が合格している上で、合理性をもって、受渡当事者間の協議によって省略する旨の運用を行って下さい。